

○国立大学法人横浜国立大学の保有する個人情報の保護に関する規則

(平成 17 年 3 月 15 日規則第 58 号)

改正 平成 19 年 3 月 30 日規則第 77 号 平成 21 年 3 月 31 日規則第 65 号
平成 23 年 3 月 29 日規則第 65 号 平成 26 年 3 月 31 日規則第 51 号
平成 27 年 4 月 1 日規則第 34 号 平成 27 年 9 月 10 日規則第 53 号
平成 28 年 4 月 21 日規則第 39 号 平成 29 年 4 月 27 日規則第 74 号
平成 30 年 3 月 30 日規則第 52 号 平成 30 年 10 月 30 日規則第 66 号
平成 31 年 3 月 26 日規則第 35 号

目次

- 第 1 章 総則(第 1 条・第 2 条)
 - 第 2 章 管理体制(第 3 条―第 8 条)
 - 第 3 章 教育研修(第 9 条)
 - 第 4 章 教職員等の責務(第 10 条)
 - 第 5 章 保有個人情報の取扱い(第 11 条―第 22 条)
 - 第 6 章 情報システムにおける安全の確保等(第 23 条―第 33 条)
 - 第 7 章 情報システム室等の安全管理(第 34 条・第 35 条)
 - 第 8 章 業務の委託等(第 36 条・第 36 条の 2)
 - 第 9 章 安全確保上の問題への対応(第 37 条・第 38 条)
 - 第 10 章 監査及び点検の実施(第 39 条―第 41 条)
 - 第 11 章 個人情報ファイル(第 42 条)
 - 第 12 章 開示、訂正及び利用停止(第 43 条)
 - 第 13 章 独立行政法人等非識別加工情報の提供等(第 43 条の 2・第 43 条の 3)
 - 第 14 章 雑則(第 44 条―第 45 条)
- 附則

第 1 章 総則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律(平成 15 年法律第 59 号。以下「法」という。)の規定に基づき、国立大学法人横浜国立大学(以下「本学」という。)における個人情報の保護に関し必要な事項を定めるものである。

(定義)

第 2 条 この規則において「個人情報」とは、生存する個人に関する情報であつて、次の各号のいずれかに該当するものをいう。

- (1) 当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等(文書、図書若しくは電磁的記録(電磁的方式(電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式をいう。次項第二号において同じ。))で作られる記録をいう。以

下同じ。)に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項(個人識別符号を除く。)をいう。以下同じ。)により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)

(2) 個人識別符号が含まれるもの

2 この規則において「個人識別符号」とは、次の各号のいずれかに該当する文字、番号、記号その他の符号のうち、法に基づき政令で定めるものをいう。

(1) 特定の個人の身体の一部の特徴を電子計算機の用に供するために変換した文字、番号、記号その他の符号であって、当該特定の個人を識別することができるもの

(2) 個人に提供される役務の利用若しくは個人に販売される商品の購入に関し割り当てられ、又は個人に発行されるカードその他の書類に記載され、若しくは電磁的方式により記録された文字、番号、記号その他の符号であって、その利用者若しくは購入者又は発行を受ける者ごとに異なるものとなるように割り当てられ、又は記載され、若しくは記録されることにより、特定の利用者若しくは購入者又は発行を受ける者を識別することができるもの

3 この規則において「要配慮個人情報」とは、本人の人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪により害を被った事実その他本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして法に基づき政令で定める記述等が含まれる個人情報をいう。

4 この規則において「保有個人情報」とは、本学の役員又は教職員(派遣労働者を含む。以下同じ。)が職務上作成し、又は取得した個人情報であって、本学の役員又は教職員が組織的に利用するものとして、本学が保有しているものをいう。ただし、国立大学法人横浜国立大学法人文書管理規則(平成23年規則第20号)第2条第1号に規定する法人文書に記載されているものに限る。

5 この規則において「個人情報ファイル」とは、保有個人情報を含む情報の集合物であって、次に掲げるものをいう。

(1) 一定の事務の目的を達成するために特定の保有個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの

(2) 前号に掲げるもののほか、一定の事務の目的を達成するために氏名、生年月日、その他の記述等により特定の保有個人情報を容易に検索することができるように体系的に構成したもの

6 この規則において「本人」とは、個人情報によって識別される特定の個人をいう。

7 この規則において「非識別加工情報」とは、次の各号に掲げる個人情報(他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるもの(他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを除く。))を除く。以下この項において同じ。)の区分に応じて

当該各号に定める措置を講じて特定の個人を識別することができない（個人に関する情報について、当該個人に関する情報に含まれる記述等により、又は当該個人に関する情報が他の情報と照合することができる個人に関する情報である場合にあっては他の情報（当該個人に関する情報の全部又は一部を含む個人情報その他の法令で定める情報を除く。）と照合することにより、特定の個人を識別することができないことをいう。）ように個人情報を加工して得られる個人に関する情報であって、当該個人情報を復元することができないようにしたものという。

- (1) 第1項第1号に該当する個人情報 当該個人情報に含まれる記述等の一部を削除すること（当該一部の記述等を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。）。
- (2) 第1項第2号に該当する個人情報 当該個人情報に含まれる個人識別符号の全部を削除すること（当該個人識別符号を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。）。

8 この規則において「独立行政法人等非識別加工情報」とは、次の各号のいずれにも該当する個人情報ファイルを構成する保有個人情報（他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを除く。）を除く。以下この項において同じ。）の全部又は一部（これらの一部に独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号。以下「情報公開法」という。）第5条に規定する不開示情報（同条第1号に掲げる情報を除く。以下この項において同じ。）が含まれているときは、当該不開示情報に該当する部分を除く。）を加工して得られる非識別加工情報をいう。

- (1) 第42条2項各号のいずれかに該当するもの又は同条第3項の規定により同条第1項に規定する個人情報ファイル簿に掲載しないこととされるものでないこと。
- (2) 本学に対し、当該個人情報ファイルを構成する保有個人情報が記録されている法人文書の情報公開法第3条の規定による開示の請求があったとしたならば、本学が次のいずれかを行うこととなるものであること。

イ 当該法人文書に記録されている保有個人情報の全部又は一部を開示する旨の決定をすること。

ロ 情報公開法第14条第1項又は第2項の規定により意見書の提出の機会を与えること。

- (3) 本学の事務及び事業の適正かつ円滑な運営に支障のない範囲内で、法第44条の10第1項の基準に従い、当該個人情報ファイルを構成する保有個人情報を加工して非識別加工情報を作成することができるものであること。

9 この規則において「独立行政法人等非識別加工情報ファイル」とは、独立行政法人等非識別加工情報を含む情報の集合体であって、次に掲げるものをいう。

- (1) 特定の独立行政法人等非識別加工情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの
- (2) 前号に掲げるもののほか、特定の独立行政法人等非識別加工情報を容易に検索することができるように体系的に構成したものとして法に基づき政令で定めるもの。

第2章 管理体制

(総括保護管理者)

第3条 本学に、総括保護管理者を置き、学長が指名する理事をもって充てる。

2 総括保護管理者は、本学における保有個人情報の管理に関する事務を総括する任に当たる。

(保護管理者)

第4条 保有個人情報を取り扱う本学の事務局各課（学長室を含む。）及び各事務部（国際戦略室を含む。）（以下「課等」という。）に保護管理者を置き、当該課等の長又はこれに代わる者をもって充てる。

2 保護管理者は、各課等における保有個人情報の適切な管理を確保する任に当たる。

3 保護管理者は、情報システムで保有個人情報を取り扱う場合、当該情報システムの管理者と連携して、前項の任に当たる。

(保護担当者)

第5条 保有個人情報を取り扱う各課等に、当該課等の保護管理者が指定する保護担当者を一人又は複数人置く。

2 保護担当者は、保護管理者を補佐し、各課等における保有個人情報の管理に関する事務を担当する。

(教育研究組織等の管理体制)

第6条 前2条の規定にかかわらず、保有個人情報のうち、大学教員又は附属学校教員が管理するものについては、当該教育研究組織等の長を保護管理者とし、当該大学教員又は附属学校教員を保護担当者とする。

(監査責任者)

第7条 本学に、監査責任者を置き、事務局長をもって充てる。

2 監査責任者は、保有個人情報の管理の状況について監査する任に当たる。

(情報公開・個人情報保護委員会)

第8条 総括保護管理者は、保有個人情報の管理に係る重要事項の決定、連絡・調整等を行うため必要があると認めるときは、国立大学法人横浜国立大学情報公開・個人情報保護委員会を随時に開催するものとする。

第3章 教育研修

(教育研修)

第9条 総括保護管理者は、保有個人情報の取扱いに従事する教職員に対し、保有個人情報の取扱いについて理解を深め、個人情報の保護に関する意識の高揚を図るための啓発その他必要な教育研修を行うものとする。

2 総括保護管理者は、保有個人情報を取り扱う情報システムの管理に関する事務に従事する教職員に対し、保有個人情報の適切な管理のために、情報システムの管理、運用及びセキュリティ対策に関して必要な教育研修を行うものとする。

3 総括保護管理者は、保護管理者及び保護担当者に対し、課等の現場における保有個人情報の適切な管理のための教育研修を行うものとする。

4 保護管理者は、当該課等の教職員に対し、保有個人情報の適切な管理のために、総括保護管理者の実施する教育研修への参加の機会を付与する等の必要な措置を講ずるものとする。

第4章 教職員等の責務

(教職員等の責務)

第10条 役員若しくは教職員又はこれらの職にあった者は、法の趣旨に則り、関連する法令及び規則等の定め並びに総括保護管理者、保護管理者及び保護担当者の指示に従い、保有個人情報を取り扱うとともに、その業務に関して知り得た個人情報の内容のみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。

2 前項の規定は、本学から個人情報の取扱いの委託を受けた者が受託した業務に従事している者又は従事していた者について準用する。

第5章 保有個人情報の取扱い

(個人情報の保有の制限等)

第11条 本学は、個人情報を保有するに当たっては、法令の定める業務を遂行するため必要な場合に限り、かつ、その利用の目的をできる限り特定しなければならない。

2 本学は、前項の規定により特定された利用の目的(以下「利用目的」という。)の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を保有してはならない。

3 本学は、利用目的を変更する場合には、変更前の利用目的と相当の関連性を有すると合理的に認められる範囲を超えて行ってはならない。

(利用目的の明示)

第12条 本学は、本人から直接書面(電磁的記録を含む。)に記録された当該本人の個人情報を取得するときは、次に掲げる場合を除き、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示しなければならない。

(1) 人の生命、身体又は財産の保護のために緊急に必要があるとき。

(2) 利用目的を本人に明示することにより、本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがあるとき。

(3) 利用目的を本人に明示することにより、国の機関、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人が行う事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

(4) 取得の状況からみて、利用目的が明らかであると認められるとき。

(適正な取得)

第13条 本学は、偽りその他不正の手段により、個人情報を取得してはならない。

(正確性の確保)

第14条 本学は、利用目的の達成に必要な範囲内で、保有個人情報（独立行政法人等非識別加工情報（独立行政法人等非識別加工情報ファイルを構成するものに限る。）及び削除情報（法第44条の2第3項に規定する削除情報をいう。第42条第2項第3号の3において同じ。）に該当するものを除く。次条及び第36条において同じ。）が過去又は現在の事実と合致するよう努めなければならない。

(利用及び提供の制限)

第15条 本学は、法令に基づく場合を除き、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供してはならない。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供することができる。ただし、保有個人情報を利用目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供することによって、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるとき又は、他の法令の規定により保有個人情報の利用又は提供が制限されている場合は、この限りでない。

(1) 本人の同意があるとき、又は本人に提供するとき。

(2) 業務の遂行に必要な限度で保有個人情報を内部で利用する場合であって、当該保有個人情報を利用することについて相当な理由のあるとき。

(3) 行政機関(行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第58号)第2条第1項に規定する行政機関をいう。以下同じ。)、他の独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人に保有個人情報を提供する場合において、保有個人情報の提供を受ける者が、法令の定める事務又は業務の遂行に必要な限度で提供に係る個人情報を利用し、かつ、当該個人情報を利用することについて相当な理由のあるとき。

(4) 前3号に掲げる場合のほか、専ら統計の作成又は学術研究の目的のために保有個人情報を提供するとき、本人以外の者に提供することが明らかに本人の利益になるとき、その他保有個人情報を提供することについて特別の理由のあるとき。

3 本学は、個人の権利利益を保護するため特に必要があると認めるときは、保有個人情報の利用目的以外の目的のための本学の内部における利用を特定の役員又は教職員に限るものとする。

(保有個人情報の提供を受ける者に対する措置要求)

第16条 保護管理者は、前条第2項第3号及び第4号の規定に基づき、行政機関及び独立行政法人等以外の者に保有個人情報を提供する場合には、原則として、提供先における利用目的、利用する業務の根拠法令、利用する記録範囲及び記録項目、利用形態等について書面を取り交わすものとする。

2 保護管理者は、前条第2項第3号及び第4号の規定に基づき、行政機関及び独立行政法人等以外の者に保有個人情報を提供する場合には、安全確保の措置を要求するとともに、必要があると認めるときは、提供前又は随時に実地の調査等を行い、措置状況を確認してその結果を記録するとともに、改善要求等の措置を講ずるものとする。

3 保護管理者は、前条第2項第3号の規定に基づき行政機関又は独立行政法人等に保有個人情報を提供する場合において、必要があると認めるときは、前2項に規定する措置を講ずるものとする。

(保有個人情報の提供等における匿名化措置)

第16条の2 前条に基づき保有個人情報を提供する場合又は第36条に基づき保有個人情報の取扱いに係る業務を外部に委託する場合は、漏えい等による被害発生リスクを低減する観点から、提供先の利用目的、委託する業務の内容、保有個人情報の秘匿性等その内容等を考慮し、必要に応じ、氏名を番号に置き換える等の匿名化措置を講ずるものとする。

(アクセス制限)

第17条 保護管理者は、保有個人情報の秘匿性等その内容（個人識別の容易性（匿名化の程度等）、要配慮個人情報の有無、漏えい等が発生した場合に生じ得る被害の性質・程度等を含む。以下同じ。）に応じて、当該保有個人情報にアクセスする権限を有する教職員の範囲と権限の内容を、当該教職員が業務を行う上で必要最小限の範囲に限るものとする。

2 アクセス権限を有しない教職員は、保有個人情報にアクセスしてはならない。

3 教職員は、アクセス権限を有する場合であっても、業務上の目的以外の目的で保有個人情報にアクセスしてはならない。

(複製等の制限)

第18条 教職員が業務上の目的で保有個人情報を取り扱う場合であっても、保護管理者は、次に掲げる行為については、当該保有個人情報の秘匿性等その内容に応じて、当該行為を行うことができる場合を限定し、教職員は、保護管理者の指示に従い行うものとする。

(1) 保有個人情報の複製

(2) 保有個人情報の送信

(3) 保有個人情報が記録されている媒体の外部への送付又は持出し

(4) その他保有個人情報の適切な管理に支障を及ぼすおそれのある行為

(誤りの訂正等)

第 19 条 教職員は、保有個人情報の内容に誤り等を発見した場合には、保護管理者の指示に従い、訂正等を行うものとする。

(媒体の管理等)

第 20 条 教職員は、保護管理者の指示に従い、保有個人情報が記録されている媒体を定められた場所に保管するとともに、必要があると認めるときは、耐火金庫等への保管、施錠等を行うものとする。

(廃棄等)

第 21 条 教職員は、保有個人情報又は保有個人情報が記録されている媒体(端末及びサーバに内蔵されているものを含む。)が不要となった場合には、保護管理者の指示に従い、当該保有個人情報の復元又は判読が不可能な方法により当該情報の消去又は当該媒体の廃棄を行うものとする。

(保有個人情報の取扱状況の記録)

第 22 条 保護管理者は、保有個人情報の秘匿性等その内容に応じて、台帳等を整備して、当該保有個人情報の利用及び保管等の取扱いの状況について記録するものとする。

第 6 章 情報システムにおける安全の確保等

(アクセス制御)

第 23 条 保護管理者は、保有個人情報(情報システムで取り扱うものに限る。以下この章(第 28 条を除く。)において同じ。)の秘匿性等その内容に応じて、パスワード等(パスワード、IC カード、生体情報等をいう。以下同じ。)を使用して権限を識別する機能(以下「認証機能」という。)を設定する等のアクセス制御のために必要な措置を講ずるものとする。

2 保護管理者は、前項の措置を講ずる場合には、パスワード等の管理に関する定めを整備(その定期又は随時の見直しを含む。)するとともに、パスワード等の読取防止等を行うために必要な措置を講ずるものとする。

(アクセス記録)

第 24 条 保護管理者は、保有個人情報の秘匿性等その内容に応じて、当該保有個人情報へのアクセス状況を記録し、その記録(以下「アクセス記録」という。)を一定の期間保存し、及びアクセス記録を定期的に又は随時に分析するために必要な措置を講ずるものとする。

2 保護管理者は、アクセス記録の改ざん、窃取又は不正な消去の防止のために必要な措置を講ずるものとする。

3 保護管理者は、保有個人情報の秘匿性等その内容及びその量に応じて、当該保有個人情報への不適切なアクセスの監視のため、保有個人情報を含むか又は含むおそれがある一定量以上の情報が情報システムからダウンロードされた場合に警告表示がなされる機能の設定、当該設定の定期的確認等の必要な措置を講ずるものとする。

4 保護管理者は、保有個人情報の秘匿性等その内容に応じて、情報システムの管理者権限の特権を不正に窃取された際の被害の最小化及び内部からの不正操作等の防止のため、当該特権を最小限とする等の必要な措置を講ずるものとする。

(外部からの不正アクセスの防止)

第 25 条 保護管理者は、保有個人情報を取り扱う情報システムへの外部からの不正アクセスを防止するため、ファイアウォールの設定による経路制御等の必要な措置を講ずるものとする。

(不正プログラムによる漏えい等の防止)

第 26 条 保護管理者は、不正プログラムによる保有個人情報の漏えい、滅失又は毀損の防止のため、ソフトウェアに関する公開された脆弱性の解消、把握された不正プログラムの感染防止等に必要な措置（導入したソフトウェアを常に最新の状態に保つことを含む。）を講ずるものとする。

(一時的な複製の処理)

第 26 条の 2 教職員は、保有個人情報について、一時的に加工等の処理を行うため複製等を行う場合には、その対象を必要最小限に限り、処理終了後は不要となった情報を速やかに消去するものとし、保護管理者は、当該保有個人情報の秘匿性等その内容に応じて、随時、消去等の実施状況を重点的に確認するものとする。

(暗号化)

第 27 条 保護管理者は、保有個人情報の秘匿性等その内容に応じて、暗号化のために必要な措置を講ずるものとする。

2 教職員は、前項の措置を踏まえ、その処理する保有個人情報について、当該保有個人情報の秘匿性等その内容に応じて、適切に暗号化を行うものとする。

(入力情報の照合等)

第 28 条 教職員は、情報システムで取り扱う保有個人情報の重要度に応じて、入力原票と入力内容との照合、処理前後の当該保有個人情報の内容の確認、既存の保有個人情報との照合等を行うものとする。

(バックアップ)

第 29 条 保護管理者は、保有個人情報の重要度に応じて、バックアップを作成し、分散保管するために必要な措置を講ずるものとする。

(情報システム設計書等の管理)

第 30 条 保護管理者は、保有個人情報に係る情報システムの設計書、構成図等の文書について外部に知られることがないように、その保管、複製、廃棄等について必要な措置を講ずるものとする。

(端末の限定)

第 31 条 保護管理者は、保有個人情報の秘匿性等その内容に応じて、その処理を行う端末を限定するために必要な措置を講ずるものとする。

(接続の制限)

第 31 条の 2 保護管理者は、保有個人情報の秘匿性等その内容に応じて、当該保有個人情報漏えい、滅失又は毀損の防止のため、スマートフォン、USB メモリ等の記録機能を有する機器・媒体の情報システム端末等への接続の制限（当該機器の更新への対応を含む。）等の必要な措置を講ずるものとする。

(端末の盗難防止等)

第 32 条 保護管理者は、端末の盗難又は紛失の防止のため、端末の固定、執務室の施錠等の必要な措置を講ずるものとする。

2 教職員は、保護管理者が必要があると認めるときを除き、端末を外部へ持ち出し、又は外部から持ち込んではならない。

(第三者の閲覧防止)

第 33 条 教職員は、端末の使用に当たっては、保有個人情報が第三者に閲覧されないことがないように、使用状況に応じて情報システムからログオフを行うことを徹底する等の必要な措置を講ずるものとする。

第 7 章 情報システム室等の安全管理

(入退室の管理)

第 34 条 保護管理者は、保有個人情報を取り扱う基幹的なサーバ等の機器を設置する室その他の区域(以下「情報システム室等」という。)に立ち入る権限を有する者を定めるとともに、用件の確認、入退の記録、部外者についての識別化、部外者が立ち入る場合の教職員の立会い又は監視設備による監視、外部電磁的記録媒体等の持込み、利用及び持ち出しの制限又は検査等の措置を講ずるものとする。また、保有個人情報を記録する媒体を保管するための施設を設けている場合においても、必要があると認めるときは、同様の措置を講ずるものとする。

2 保護管理者は、必要があると認めるときは、情報システム室等の出入口の特定化による入退の管理の容易化、所在表示の制限等の措置を講ずるものとする。

3 保護管理者は、情報システム室等及び保管施設の入退の管理について、必要があると認めるときは、立入りに係る認証機能を設定し、及びパスワード等の管理に関する定めの整備(その定期又は随時の見直しを含む。)、パスワード等の読取防止等を行うために必要な措置を講ずるものとする。

(情報システム室等の管理)

第 35 条 保護管理者は、外部からの不正な侵入に備え、情報システム室等に施錠装置、警報装置、監視設備の設置等の措置を講ずるものとする。

2 保護管理者は、災害等に備え、情報システム室等に、耐震、防火、防煙、防水等の必要な措置を講ずるとともに、サーバ等の機器の予備電源の確保、配線の損傷防止等の措置を講ずるものとする。

第 8 章 業務の委託等

(業務の委託等)

第 36 条 保有個人情報の取扱いに係る業務を外部に委託する場合には、個人情報の適切な管理を行う能力を有しない者を選定することがないように、必要な措置を講ずるものとする。また、契約書に、次に掲げる事項を明記するとともに、委託先における責任者及び業務従事者の管理及び実施体制、個人情報の管理の状況についての検査に関する事項等の必要な事項について書面で確認するものとする。

(1) 個人情報に関する秘密保持、目的外利用の禁止等の義務

(2) 再委託（再委託先が委託先の子会社（会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 2 条第 3 号に規定する子会社をいう。）である場合を含む。本号及び第 3 項において同じ。）制限又は事前承認等再委託に係る条件に関する事項

(3) 個人情報の複製等の制限に関する事項

(4) 個人情報の漏えい等の事案の発生時における対応に関する事項

(5) 委託終了時における個人情報の消去及び媒体の返却に関する事項

(6) 違反した場合における契約解除、損害賠償責任その他必要な事項

2 保有個人情報の取扱いに係る業務を外部に委託する場合には、委託する業務に係る保有個人情報の秘匿性等その内容及びその量等に応じて、委託先における管理体制及び実施体制並びに個人情報の管理の状況について、少なくとも年 1 回以上、原則として実地検査により確認するものとする。

3 委託先において、保有個人情報の取扱いに係る業務が再委託される場合には、委託先に第 1 項の措置を講じさせるとともに、再委託される業務に係る保有個人情報の秘匿性等その内容に応じて、委託先を通じて又は委託元自らが前項の措置を実施するものとし、保有個人情報の取扱いに係る業務について再委託先が再々委託を行う場合以降も同様とする。

(労働者派遣契約書への明記)

第 36 条の 2 保有個人情報の取扱いに係る業務を派遣労働者によって行わせる場合には、労働者派遣契約書に秘密保持義務等個人情報の取扱いに関する事項を明記するものとする。

第 9 章 安全確保上の問題への対応

(事案の報告及び再発防止措置)

第 37 条 保有個人情報の漏えい等安全確保の上で問題となる事案又は問題となる事案の発生のおそれを認識した場合に、その事案等を認識した教職員は、直ちに当該保有個人情報を管理する保護管理者に報告するものとする。

2 保護管理者は、被害の拡大防止又は復旧等のために必要な措置を速やかに講ずるものとする。ただし、外部からの不正アクセスや不正プログラムの感染が疑われる当該端末等の LAN ケーブルを抜くなど、被害拡大防止のため直ちに行い得る措置については、直ちに行う（教職員に行わせることを含む。）ものとする。

- 3 保護管理者は、事案の発生した経緯、被害状況等を調査し、総括保護管理者に報告する。ただし、特に重大と認める事案が発生した場合には、直ちに総括保護管理者に当該事案の内容等について報告するものとする。
- 4 総括保護管理者は、前項の規定に基づく報告を受けた場合には、事案の内容等に応じて、当該事案の内容、経緯、被害状況等を学長に速やかに報告するものとする。
- 5 総括保護管理者は、事案の内容等に応じて、事案の内容、経緯、被害状況等について、文部科学省に対し、速やかに情報提供を行うものとする。
- 6 保護管理者は、事案の発生した原因を分析し、再発防止のために必要な措置を講ずるものとする。

(公表等)

第 38 条 学長は、前条の場合において、事案の内容、影響等に応じて、事実関係及び再発防止策の公表、当該事案に係る保有個人情報の本人への対応等の措置を講ずるものとする。

- 2 前項の公表を行う事案については、当該事案の内容、経緯、被害状況等について、速やかに総務省（行政管理局）に情報提供を行うものとする。

第 10 章 監査及び点検の実施

(監査)

第 39 条 監査責任者は、保有個人情報の適切な管理を検証するため、第 3 条から第 38 条に規定する措置の状況を含む本学における保有個人情報の管理の状況について、定期に及び必要に応じ随時に監査(外部監査を含む。以下同じ。)を行い、その結果を総括保護管理者に報告するものとする。

(点検)

第 40 条 保護管理者は、各課等における保有個人情報の記録媒体、処理経路、保管方法等について、定期に及び必要に応じ随時に点検を行い、必要があると認めるときは、その結果を総括保護管理者に報告するものとする。

(評価及び見直し)

第 41 条 総括保護管理者、保護管理者は、監査又は点検の結果等を踏まえ、実効性等の観点から保有個人情報の適切な管理のための措置について評価し、必要があると認めるときは、その見直し等の措置を構ずるものとする。

第 11 章 個人情報ファイル

(個人情報ファイル簿の作成及び報告)

第 42 条 本学は、本学が保有している個人情報ファイルについて、それぞれ次に掲げる事項を記載した帳簿(以下「個人情報ファイル簿」という。)を作成し、公表しなければならない。

(1) 個人情報ファイルの名称

(2) 本学の名称及び個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称

- (3) 個人情報ファイルの利用目的
 - (4) 個人情報ファイルに記録される項目(以下この条において「記録項目」という。)及び本人(他の個人の氏名、生年月日その他の記述等によらないで検索し得る者に限る。次項第7号において同じ。)として個人情報ファイルに記録される個人の範囲(以下この条において「記録範囲」という。)
 - (5) 個人情報ファイルに記録される個人情報(以下この条において「記録情報」という。)の収集方法
 - (5)の2 記録情報に要配慮個人情報が含まれるときは、その旨
 - (6) 記録情報を本学以外の者に経常的に提供する場合には、その提供先
 - (7) 保有個人情報の開示、訂正又は利用停止に係る請求を受理する組織の名称及び所在地
 - (8) 保有個人情報の訂正又は利用停止に係る請求について法令の規定により特別の手続が定められているときは、その旨
 - (9) その他法令で定める事項
- 2 前項の規定は、次に掲げる個人情報ファイルについては、適用しない。
- (1) 本学の役員若しくは教職員又はこれらの職にあった者に係る個人情報ファイルであって、専らその人事、給与若しくは福利厚生に関する事項又はこれらに準ずる事項を記録するもの(本学が行う教職員の採用試験に関する個人情報ファイルを含む。)
 - (2) 専ら試験的な電子計算機処理の用に供するための個人情報ファイル
 - (3) 前項の規定による公表に係る個人情報ファイルに記録されている記録情報の全部又は一部を記録した個人情報ファイルであって、その利用目的、記録項目及び記録範囲が当該公表に係るこれらの事項の範囲内のもの
 - (3)の2 独立行政法人等非識別加工情報ファイルに該当する個人情報ファイル
 - (3)の3 記録情報に削除情報が含まれる個人情報ファイル
 - (4) 1年以内に消去することとなる記録情報のみを記録する個人情報ファイル
 - (5) 資料その他の物品若しくは金銭の送付又は業務上必要な連絡のために利用する記録情報を記録した個人情報ファイルであって、送付又は連絡の相手方の氏名、住所その他の送付又は連絡に必要な事項のみを記録するもの
 - (6) 役員又は教職員が学術研究の用に供するためその発意に基づき作成し、又は取得する個人情報ファイルであって、記録情報を専ら当該学術研究の目的のために利用するもの
 - (7) 本人の数が1,000に満たない個人情報ファイル
 - (8) 前各号に掲げる個人情報ファイルに準ずるものとして法令で定める個人情報ファイル

- 3 第1項の規定にかかわらず、記録項目の一部若しくは同項第5号若しくは第6号に掲げる事項を個人情報ファイル簿に記載し、又は個人情報ファイルを個人情報ファイル簿に掲載することにより、利用目的に係る事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認めるときは、その記録項目の一部若しくは事項を記載せず、又はその個人情報ファイルを個人情報ファイル簿に掲載しないことができる。

第12章 開示、訂正及び利用停止

(開示、訂正及び利用停止)

- 第43条 本学は、法の規定に基づき、保有個人情報の開示、訂正及び利用停止の請求があった場合には、その適切かつ迅速な処理に努めなければならない。

第13章 独立行政法人等非識別加工情報の提供等

(独立行政法人等非識別加工情報の作成及び提供等)

- 第43条の2 本学は、独立行政法人等非識別加工情報の作成及び提供等について、法第4章の2その他法令の定めるところにより適切に処理を行う。

(個人情報ファイル簿への記載)

- 第43条の3 本学は、本学が保有している個人情報ファイルが第2条第8項各号のいずれにも該当すると認めるときは、当該個人情報ファイルについては、個人情報ファイル簿に次に掲げる事項を記載しなければならない。この場合における当該個人情報ファイルについての第42条第1項の規定の適用については、同項中「次に掲げる事項」とあるのは、「次に掲げる事項及び第43条の3第1項各号に掲げる事項」とする。

(1) 法第44条の5第1項の提案の募集をする個人情報ファイルである旨

(2) 法第44条の5第1項の提案を受ける組織の名称及び所在地

(3) 当該個人情報ファイルが第2条第8項第2号（ロに係る部分に限る。）に該当するときは法第44条の8第1項において準用する情報公開法第14条第1項又は第2項の規定により意見書の提出の機会が与えられる旨

- 2 本学は、独立行政法人等非識別加工情報を作成したときは、当該独立行政法人等非識別加工情報の作成に用いた保有個人情報を含む個人情報ファイルについては、個人情報ファイル簿に次に掲げる事項を記載しなければならない。この場合における当該個人情報ファイルについての前項の規定により読み替えられた第42条第1項の規定については、同項中「及び第43条の3第1項各号」とあるのは、「並びに第43条の3第1項各号及び第2項各号」とする。

(1) 独立行政法人等非識別加工情報の概要として法令で定める事項

(2) 法第44条の12第1項の提案を受ける組織の名称及び所在地

(3) 法第44条の12第1項の提案をすることができる期間

第14章 雑則

(苦情処理)

第44条 本学は、本学における個人情報の取扱いに関する苦情の適切かつ迅速な処理に努めなければならない。

(文部科学省との連携)

第44条の2 本学は、「個人情報の保護に関する基本方針」(平成16年4月2日閣議決定)4を踏まえ、文部科学省と緊密に連携して、保有する個人情報の適切な管理を行う。
(補則)

第45条 この規則に定めるもののほか、本学における個人情報の保護について必要な事項は、学長が別に定める。

附 則

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則(平成19年3月30日規則第77号)

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成21年3月31日規則第65号)

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則(平成23年3月29日規則第65号)

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則(平成26年3月31日規則第51号)

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則(平成27年4月1日規則第34号)

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則(平成27年9月10日規則第53号)

この規則は、平成27年10月1日から施行する。

附 則(平成28年4月21日規則第39号)

この規則は、平成28年4月21日から施行する。

附 則(平成29年4月27日規則第74号)

この規則は、平成29年5月30日から施行する。

附 則(平成30年3月30日規則第52号)

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

附 則(平成30年10月30日規則第66号)

この規則は、平成30年10月30日から施行する。

附 則(平成31年3月26日規則第35号)

この規則は、平成31年4月1日から施行する。